

令和4年5月25日

長野市長 様

長野市包括外部監査人 陸田 雅彦

令和4年度包括外部監査契約に基づく監査の実施について（通知）

地方自治法第252条の37の定めにより、次のとおり監査を実施しますので、あらかじめ通知します。

1 特定の事件（テーマ）

行政DXを見据えた、業務に関連する法令・マニュアル等内部統制の状況及び今後のあるべき姿について

2 事件（テーマ）を選定した理由

地方公共団体においては、人口減少や少子高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に加え、厳しい財政状況の中で引き続き質の高い行政サービスを適切に提供する必要がある。

このため、地方公共団体は、その限られた行政資源を活用し、最小の経費で最大の効果を挙げることができる合理的な運営を図るよう、業務に関連する条例・規則や各種手引き、マニュアルなど、具体的な手続としていわゆる内部統制が用いられているが、この内部統制については、業務によってリスクの大小や時代の変化を踏まえ継続的な見直しを図ることが重要である。

一方、令和2年7月、国は新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、テレワーク等の推進とともに、当該感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しを図り、行政サービスの効率的、効果的な提供に資するため、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しへの積極的な取組を地方公共団体に対し求めている。

こうした中、長野市は、令和8年度を目標年次とする第五次長野市総合計画において、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立のための施策の1つとして「効果的で効率的な行財政運営の推進」に取り組んでいるところであり、また、その一環として、市民の負担軽減や利便性向上のため、行政手続のデジタル化を見据え、令和2年度から長野市への提出書類の押印・署名の見直しにも取り組んできている。

以上のことから、長野市における内部統制の状況及び今後のあるべき姿について、法令等の遵守、最小の経費で最大の効果を挙げる観点から検討することは、長野市の行財政運営にとって有益であると判断し、当該事件を監査テーマとして選定した。

3 監査の視点・具体的な手法

(1) 監査の視点

長野市の内部統制について、法令等の遵守、最小の経費で最大の効果を挙げる観点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

- ア. 内部統制の状況が、関連する法令、条例、規則等に準拠しているか。
- イ. 最小の経費で最大の効果を挙げる観点から、内部統制の継続的な見直しが行われているか。
- ウ. 書面規制、押印、対面規制の見直しを踏まえ、内部統制の見直しが行われているか。

(2) 具体的な手法

- ア. 関連する法令、条例、規則等を確認する。
- イ. 関連する書類やデータの閲覧、担当者への質問等を実施する。
- ウ. その他監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

以上